



No.局19-048

事 務 連 絡
令和元年11月25日

公益社団法人 日本航空機操縦士協会 事務局長 殿

航空局安全部運航安全課
乗員政策室

航空身体検査実施時における医薬品に関する
リーフレットの配布について（お知らせ）

日頃より、航空身体検査証明の適正な実施にご協力いただきありがとうございます。

さて、当局においては、平成29年3月5日に発生した長野県消防防災ヘリ墜落事故に係る事故調査報告書の公表を受け、操縦士が航空身体検査において既往歴や服薬状況を正しく自己申告を行うことや航空身体検査証明の有効期間中であっても基準への適合性が疑われる場合には、業務を中止し指定航空身体検査医等の指示を受けること等の徹底について取組を進めているところです。

今般、その一環として、操縦士の皆様に対して、医薬品を使用する場合にご確認いただきたい内容を取りまとめたリーフレット『パイロットの医薬品の使用について』を作成し、航空身体検査受検時に指定医から配布することとしましたのでお知らせ致します。

なお、リーフレットは、適宜ホームページからダウンロードが可能となっております。

連絡先 国土交通省航空局安全部運航安全課乗員政策室
03-5253-8111 内線 50356・50348

医薬品(主に市販薬)の使用に関する Q&A

Q: 医薬品の使用に係る確認は、どの指定医に対して行っても問題ないですか。

A: 直近の航空身体検査を受検した指定医に確認してください。

Q: 最新の航空身体検査指定機関は、どこを見ればよいですか。

A: 国土交通省ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

Q: 医師から医薬品Aグループに該当する点眼薬を処方されていますが、全く同一の市販薬であれば、第3類以外でも使用しても問題ないですか。

A: 処方薬は、医師が疾患の状態を確認し、医師の管理の下で使用されるものです。市販薬については、そのような形ではないことから、第3類等を除き、指定医等の確認が必要となります。

Q: 航空業務に従事しなければ、鎮静作用のある市販の風邪薬を使用しても問題ないですか。

A: 問題ありません。ただし、航空業務を再開する際は、事前に指定医等にご確認下さい。

Q: 海外のドラッグストアで購入した市販薬を使用しても問題ないですか。

A: 一般的に、海外とは市販薬の分類等が異なりますので、指定医等に相談ください。

Q: 発売から1年を経過しない新薬(インフルエンザ治療薬等)は、使用してはいけませんか。

A: 厚生労働大臣による認可・発売から1年を経過していないものは、航空業務中に使用はできませんが、航空業務を停止して使用する場合は、制限されません。ただし、服薬を中止した後、薬の作用が完全に消失するまで航空業務に従事することはできませんので、飛行の再開に当たっては、指定医等にご確認下さい。

Q: 指定医等の確認を得ている常用薬について、主治医から、成分が同じ配合薬に変更しても構わないと言われましたが、改めて指定医等に確認が必要ですか。

A: 配合薬は、同一の成分でも配合割合が変わっていたり、他の成分が含まれていたりすることもあるので、必ず指定医にご確認下さい。

Q: 医薬品Aグループに該当する第3類の市販薬(内服薬)を7日間使用したが、どの程度空ければ、再び使用できますか。

A: 医薬品使用の原因となった疾患等が改善しない場合は、指定医等にご報告の上、医療機関を受診してください。

パイロットの医薬品の使用について

(基本的な考え方)

- パイロットが治療で医薬品を使用する場合、当該医薬品だけでなく、現有の病態が航空業務に支障を来す(身体検査基準に適合しない)おそれがないことの「確認」が必要です。
- 医薬品の使用及び病態の「確認」は、指定航空身体検査医又は乗員健康管理医(事業者に配置されている場合。)(以下、「指定医等」という。) に対して行うことが原則です。
- ただし、市販薬(第3類)及び外用薬の一部については、パイロット自身がこれらを「確認」すれば、使用可能です。



このリーフレットは、パイロットの方々の医薬品の使用について、ご理解を深めていただくために作成したものです。

なお、航空身体検査証明及び身体検査基準の詳細は、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000743.html) に掲載しております。



国土交通省航空局
運航安全課乗員政策室

「なぜ薬の使用が制限されるの？」

薬には「副作用」があるため、飛行の安全に影響を与えることがあるからです。

具体的には、

「服用後、乗物又は機械類を運転しないでください」との注意書がある薬は、注意力や反射運動能力の低下、眠気、ふらつき感等の副作用があります。

代表的なものとしては、鎮静作用のある抗ヒスタミン剤で、風邪薬や咳止め、アレルギー用飲み薬などに含まれています。

(参考) 米国国家運輸安全委員会 (NTSB) も、『致命的な事故において、この薬がもっとも多く検出されている。』としています。

用量を誤ると飛行中に意識を喪失する恐れのある薬もあります。

例えば、高血圧、糖尿病の治療薬等が該当します。



指定医等に確認しない医薬品の使用は、航空の安全を脅かす行為です。

STOP

処方薬と市販薬について

○ 医薬品には、医師が処方する医療用医薬品(「処方薬」と薬局等で購入可能な一般用医薬品(「市販薬」)があります。

さらに市販薬は、「要指導薬」、「第1類」、「指定第2類」、「第2類」、「第3類」に分類されています。

○ 一般的に、医師からの「処方薬」については、身体検査基準への適合性を含め、服薬について指定医等へのご確認が必要です。



○ 「市販薬」については、上記の「第3類」等を除けば、パイロット自身の確認で使用することはできません。指定医等の確認や大臣判定が必要となりますので、必ず指定医等にご確認ください。

○ なお、詳細は、国土交通省のホームページに掲載している「航空機乗組員の使用する医薬品に関する指針」を必ずご確認ください。
(国土交通省ホーム>政策・仕事>航空>資格等のご案内>航空従事者関連>航空従事者の医学適性や航空身体検査の証明について)

虚偽等不正の手段による航空身体検査証明の取得や、身体検査基準への不適合が疑われる身体状態での操縦業務の実施は、航空法第30条の規定により、技能証明の取消を含む処分の対象となるほか、同法第149条の罰則(1年以下の懲役又は30万円以下の罰金)の対象となる場合があるので、ご注意ください。

「では、パイロットが行うべき確認は？」

「処方薬」はもちろん、「市販薬」についても、指定医等に対して確認することが原則です。

(注意) 「主治医の確認」ではありません。



ただし、以下の薬(「医薬品Aグループ」)については、身体検査基準に適合している限りにおいては、パイロット自身が航空業務の実施に影響がないことを確認すれば使用可能です。なお、身体検査基準への適合性に疑問がある場合は、指定医等に確認してください。

① 第3類市販薬

内服薬は7日間以内の使用に限りです。症状が改善しない場合は指定医等に報告し、医療機関を受診して下さい。

② 点眼薬、点鼻薬等の外用薬(①以外のもの。)

ただし、アレルギー性疾患治療薬、緑内障治療薬、散瞳薬は不可です。

③ 軽度の皮膚疾患に対する外用薬(①以外のもの。)

ただし、アレルギー性疾患治療薬は不可です。



なお、薬の使用による心身の状態等について疑問があるときや、上記以外の薬を使用する場合は、必ず指定医等にご相談下さい。